

論 点 整 理 に つ い て

論 点	意 見
行刑の基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応報（懲らしめ）、社会からの隔離、改善更生・社会復帰 ・ 受刑者の更生、社会復帰に向けた再教育 ・ 受刑者を社会から隔離しその社会を保護すること及び受刑者の改善更生 ・ 更生にもっと重点を置くべき ・ 社会から隔離し、その自由をはく奪するとともに、その改善・更生を図る。 ・ 刑とは、外界から隔離し、自由の剥奪によって、自主決定権を奪い、苦痛を与えるものであり、その究極的な目的は、社会復帰後の自立した生活を可能にする処遇を行うことにある ・ 「人たるに値する存在」（ワイマール憲法）、「人間としての尊厳に対する尊敬」（ヨーロッパ刑事施設規則1条）をいかに充足するか

<p>刑罰・処遇の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役刑と禁錮刑を単一の制度にすべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇全般に，民間人を活用すべき ・累進処遇令を廃止し，個別処遇の充実を図るべき ・分類処遇制度の運用及び制度の抜本的見直し <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇困難者に対する処遇に民間の力を借りるべき ・薬物等により精神に支障を来した者の処遇については，医務中心の施設を設けるべき ・改善更生が期待できない受刑者については，社会からの隔離・治療を基本とし，期待できる受刑者については，早期の社会復帰を前提とすべき ・被収容者を細分化し，各グループに応じた処遇をすべき ・外国人受刑者については，本国に送還して外国判決に基づく刑の執行を可能にする国際協定を締結すべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・刑務作業の短縮・教育の充実 ・累犯者に対する職業訓練を充実すべき ・刑務作業として，効率的かつ収益力のある生産活動（リサイクル活動等）を行わせるべき ・作業賞与金を増額すべき ・作業賞与金を報酬とし，一部は被害者への弁償に充てるべき ・賃金制とし，職業訓練や教育の受講にも支給すべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・担当制を廃止し，集団処遇制を導入すべき ・担当制の是非を検討すべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・仮釈放制度の運用の見直し
<p>被収容者の法的地位（職員の権限の明確化）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務権限の明記と執行要件の明確化 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・古い懲罰制度の整理・変更 ・懲罰手続に弁護士を関与させるべき ・懲罰権の行使については，デュープロセスの観点から，適正・公正で明確な手続的保障を与えるべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・保護房を懲罰的に用いることの禁止 ・保護房への収容とその継続に医師の同意を要件とすべき ・革手錠の代替品については，その必要性，健康への影響の有無を専門家に検証させるべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の死亡事案について，客観的な資料と公正な手続で死因が確定され，遺族に説明されるようなシステムを作るべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・衣食住について，水準を上げるべき ・所持品の範囲を，鏡，時計，写真，ラジカセ等まで拡大すべき ・1日1時間の運動を認めるべき ・長期の厳正（昼夜間）独居拘禁を制度として廃止すべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・脇見・私語禁止の緩和，軍隊式行進・正座点検・房内の姿勢強制の廃止，裸体検診・夜間消灯時間の見直し <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・本人訴訟等への本人出頭を認めるべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・出所受刑者の資格制限の廃止 ・出所後失業保険の継続を認めるべき ・刑務作業期間を年金期間に通算すべき

<p>透明性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不服申立制度を抜本的に見直すべき ・ 公平な審査機関による公正かつ簡易迅速な審査手続を整備すべき ・ 部外者を入れた判断機関を設置するとともに，手続を法定すべき ・ 法務省から独立した救済システムを，地方と中央に置くべき ・ 法務省から独立した「刑事施設審査会」を設けるべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各刑務所ごとに市民も参加する刑事施設視察委員会（仮称）を設けるべき ・ 法務省から距離を置いた第三者機関を設置すべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡閲・巡視を強化・活用すべき ・ 受刑者の苦情を受け付けるメールボックスを設置すべき ・ 行刑当局の行動を監視し，行刑が適正に行われていることをチェックするためのモニタリングシステムの導入を検討すべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通達等を情報公開手続によらずに公開すべき ・ 重大事故・懲戒事例の公開等を義務化すべき ・ 矯正局内部誌「保安情報」を公開すべき ・ 刑務所の運営状況や死亡事実についての情報を公開すべき ・ 広報活動や地域との交流活動 ・ 処遇全般に，民間人を活用すべき
<p>外部交通の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部交通の権利性を認めて，その範囲を拡大すべき（友人・N G Oを含める） ・ 面会の立会を原則としてしない ・ 土日の面会を保障すべき ・ 外国人の面会について母国語使用を認めるべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話による外部交通を認めるべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検閲は原則として行わない

<p>医療体制の在り方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省への移管 ----- ・保険制度の適用 ----- ・医師を増員すべき ----- ・投薬内容の説明を義務づけ社会における治療との継続性を保障すべき ・医療職員の守秘義務を確立すべき ・医師の保安からの独立性を確保すべき ・外部・地域医療との連携を図り，迅速な移送体制を確立すべき ・精神科を充実させるべき
<p>職員の人権意識の改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への人権教育を徹底すべき
<p>人的物的体制の整備 ・職員の執務環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務官を大幅増員すべき ・心理技官，ソーシャルワーカーを大量採用すべき ・施設を新設すべき ・年休の取得消化を認めるべき ・職員一人当たりの担当受刑者数を大幅に減少させるべき ・女性刑務官の増加を図り，女性職員が希望するときは男性の刑務所での勤務を解禁すべき ・医療中心の施設を設けるべき ----- ・刑務官の組合を結成させるべき ・刑務官の高度な教育システムを導入すべき ・組織全体の監視機能が行き届いていない ・階級制度と専門官制度との調和を図るべき ・収容施設間にまたがった人事異動を導入すべき ・職員による内部告発の不利益取扱の禁止を制度化すべき ----- ・PFI等，外部の専門家等を活用すべき ・一部の業務の外注を検討すべき